

証券コード 9887
令和6年6月5日
(電子提供措置開始日 令和6年6月5日)

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町一丁目14番5号
株式会社 松屋フーズホールディングス
代表取締役社長 瓦 葺 一 利

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.matsuyafoods-holdings.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IRライブラリー」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9887/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「松屋フーズホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9887」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

当日ご出席されない場合は、書面もしくはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って令和6年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和 6 年 6 月 26 日（水曜日）午前 10 時（受付開始：午前 9 時）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 2 号

ハイアットリージェンシー東京 B 1 階 宴会場「桃山」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第 49 期（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 49 期（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 剰余金処分の件

第 2 号議案 取締役 5 名選任の件

第 3 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

以 上

当日ご出席されない場合は、書面もしくはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

スマートフォンをお持ちの株主様は、議決権行使書用紙に記載の QR コードを読み取る方法により、ログイン ID やパスワードを入力することなく議決権行使が可能ですので、4 頁をご確認のうえ、ご活用ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日の受付開始は午前 9 時を予定しております。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方 1 名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、次の事項につきましては、法令並びに当社定款の規定に基づき、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載しておりますので、記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

① 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

② 連結株主資本等変動計算書

③ 連結注記表

④ 株主資本等変動計算書

⑤ 個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法で、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和6年6月25日(火曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和6年6月25日(火曜日)
午後6時入力完了分まで



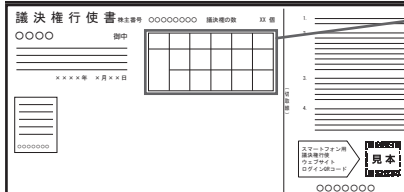
株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和6年6月26日(水曜日)
午前10時(受付開始: 午前9時)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面(郵送)とインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

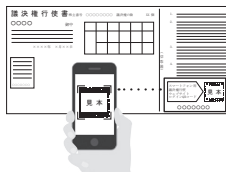
なお、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、脱コロナが明確となり、社会活動、経済活動の正常化が進む中、緩やかに回復しつつあります。一方で、不安定な国際情勢や物価高の長期化などから依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、インバウンド需要回復への期待感はあるものの、原料、資材、エネルギー単価の高騰等により、経営環境は依然厳しい状況が続いております。

このような環境の中で、当社グループは、“みんなの食卓でありたい”をスローガンに、アフターコロナの新たな食のインフラとしての責務を果たすべく、「新規出店」「既存店改装」「人材投資」の持続的成長投資に重点を置き、以下のような諸施策を推進し、業容の拡大と充実に取り組んでまいりました。

新規出店につきましては、牛めし業態51店舗、とんかつ業態7店舗、鮪業態4店舗、海外・その他業態10店舗の合計72店舗を出店いたしました。一方で、直営の牛めし業態15店舗、とんかつ業態1店舗、すし業態1店舗、海外・その他業態5店舗の合計22店舗につきましては撤退いたしました。また、当連結会計年度より台湾松屋餐飲股份有限公司が連結対象会社となったことにより、既存店5店舗が加わり、当連結会計年度末の店舗数はF C店を含め、1,265店舗（うちF C 5店舗、海外15店舗）となりました。この業態別内訳としては、複合化によるとんかつ業態からの牛めし業態への業態変更2店舗、その他業態から牛めし業態への業態変更1店舗、その他業態からとんかつ業態への業態変更1店舗を実施し、牛めし業態1,034店舗、とんかつ業態184店舗、鮪業態12店舗、海外・その他の業態35店舗となっております。

新規出店を除く設備投資につきましては、197店舗の改装（全面改装3店舗、一部改装194店舗）を実施した他、工場生産設備などに投資を行ってまいりました。

また、人材投資として、初任給の引上げ、ベースアップ、インフレ手当、奨学金返済支援制度の導入等の待遇改善に加え、従業員へのタブレット配布によるEラーニングの強化等の活動を展開してまいりました。

商品販売及び販売促進策につきましては、農林水産省が立ち上げた『牛乳でスマイルプロジェクト』へ参画し、牛乳廃棄問題への取り組みとして

「ホワイトソースハンバーグ定食」の販売の他、新商品として「牛肉チャプチェ定食・チャプチェコンボ牛めし」「デミグラスソースハンバーグ定食」「ねぎたっぷりスパイスカレー」「ネギ塩牛焼肉丼」「炙り十勝豚丼」「マレーシア風牛肉煮込み〜ルンダン〜」等の販売、『平成レトロ復活メニュー』として「トンテキ定食」「トマトカレー」「チキン定食」を販売、さらに台湾初上陸5周年記念企画「台湾フェア」として「鶏肉飯」、第3回復刻メニュー総選挙第1位「シュクメルリ鍋定食」を発売。その他「牛焼肉・カルビ焼肉定食増量フェア」松屋アプリ冬の感謝祭「Xmasプレゼント&お年玉キャンペーン」を実施。また、App Ape Award 2023 リテール賞を受賞した松屋公式アプリにおいて、会員300万人達成記念として「ポイント2.5倍キャンペーン」「事前決済おトク祭り」を開催いたしました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の連結ベースの業績は次のとおりとなりました。

まず、売上高につきましては、既存店売上が前期比114.4%と前年を上回ったことに加え、前年度以降の新規出店等による売上増加分が寄与したこと等により、前期比19.7%増の1,276億11百万円となりました。

エネルギー費、各種調達価格の上昇等により、原価率は前期の33.6%から34.2%と上昇いたしました。一方、売上高の増加により、固定費の占める割合が低下したこと等により、販売費及び一般管理費につきましては、前期の65.0%から61.7%へと改善いたしました。なお、当社において重視すべき指標と認識しているF Lコスト（売上原価と人件費の合計。FOODとLABORに係るコスト）の売上高比は、前期同様の65.8%となりました。

以上の結果、営業利益は前期比262.5%増の53億22百万円、経常利益は前期比52.7%増の59億78百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比132.3%増の29億15百万円となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度中において、グループの所要資金として、金融機関からの借入により約150億円を調達しております。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資関連の総額（敷金、保証金含む）は、約121億円であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、上記金額には、次の費用性資産への投資額が含まれております。

イ．新規店舗開設時の少額厨房機器等 478,334千円

ロ．店舗リニューアル時の少額厨房機器等 920,884千円

設 備 の 内 容	投 資 金 額
新 規 店 舗 開 設	6,189,459千円
既 存 店 舗 リ ニ ュ ー ア ル 等	4,766,282
生 産 物 流 設 備	865,305
そ の 他 設 備	285,528

（注）当連結会計年度の設備資金は自己資金及び金融機関からの借入金によって充当いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第46期 (令和3年3月期)	第47期 (令和4年3月期)	第48期 (令和5年3月期)	第49期 (当連結会計年度) (令和6年3月期)
売 上 高 (千円)	94,410,893	94,472,163	106,598,594	127,611,491
経 常 利 益 (千円)	33,474	6,398,181	3,914,262	5,978,746
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△2,376,212	1,105,033	1,255,139	2,915,512
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△124円69銭	57円99銭	65円87銭	152円94銭
総 資 産 (千円)	74,545,624	76,955,062	79,697,148	91,120,797
純 資 産 (千円)	40,121,513	40,591,896	41,403,131	43,873,981
1株当たり純資産額	2,105円44銭	2,130円16銭	2,171円84銭	2,301円46銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第47期の期首から適用しており、第47期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
		%	
株 式 会 社 松 屋 フ ー ズ	90,000千円	100	日本国内における飲食店舗の運営及び食品の製造
株式会社エム・テイ・テイ	90,000千円	100	厨房機器の総合メンテナンス及び建設施工監理、給排水工事
株式会社エム・エル・エス	90,000千円	100	クリーニング事業及び衛生用品(洗剤)の販売業務
株式会社トレンジエクスプレス	10,000千円	100	当社グループ内における食材等の配送事業
青島松屋商贸有限公司	2,896千元	100	中華人民共和国における地場企業に対する技術指導、各種業務受託
上海松屋餐饮管理有限公司	51,374千元	100	中華人民共和国における飲食店舗の運営
台灣松屋餐飲股份有限公司	165,000千台湾ドル	100	台湾における飲食店舗の運営
香港松屋餐飲有限公司	16,000千香港ドル	100	香港における飲食店舗の運営
MATSUYA FOODS VIETNAM COMPANY LIMITED	3,000,000千VND	100	ベトナムにおける飲食店舗の運営

(注) 1. 令和5年12月15日付けで香港における飲食店舗の運営を目的として、香港松屋餐饮管理有限公司を設立しております。

2. 令和6年1月9日付けでベトナムにおける飲食店舗の運営を目的として、MATSUYA FOODS VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立しております。

②企業結合の経過

「Matsuya Foods USA, Inc.」、「Matsuya International, Inc.」、「Matsuya New York, Inc.」は、令和5年8月3日付けで清算しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産
株式会社松屋フーズ	東京都武蔵野市中町一丁目14番5号	33,625,710千円	66,553,356千円

(4) 対処すべき課題

松屋フーズグループは、食のグローバル企業として限らない美味しさと共感を、人と社会に贈ることを目指しております。原材料価格の高騰や人件費、エネルギーコストの上昇、及び為替変動による影響など、目まぐるしい変化が続く状況下、変革を取り入れ、経営効率・企業価値・ブランド力の向上に取り組んでまいります。

我々が特に重点的に取り組むべき課題は、以下のとおりと考えています。

① お客様の利便性の向上

様々なメニューを用意してお客様にご満足いただくにあたり、当社はタブレットを活用し、オーダーから支払いまで当社独自の『タブレットセルフ』システムを構築しております。既存の券売機システムも改良を進めており、店舗環境に応じてシステムを使い分け、ご注文からお支払いまでストレスフリーな、食環境づくりを目指しています。

② 原価率の適正化

原材料費高騰や為替変動等による価格上昇のリスクを想定し、仕入先・仕入地域の多様化・分散化、直接購買の推進に取り組み、適切な商品価格を見極め、適正な原価率の維持に努めています。また、嵐山工場・富士山工場・川島生産物流センター・六甲生産物流センターと4工場体制で、稼働率向上と効率化、分散によるリスク回避を推進してまいります。

③ 新業態展開による成長

牛めし・定食（松屋）、とんかつ（松のや）、カレー業態（マイカリー食堂）に加え、すし業態（すし松・福松）、中華業態（松軒中華食堂）、ステーキ業態（ステーキ屋松・ステーキ定食松牛）、カフェ業態（テラスヴェルト）の磨き込みに注力しております。それぞれの業態で多店舗展開の準備が整っており、積極的な成長を実現します。また、2023年には、パスタ業態（麦のトリコ）を開発、新たな業態確立を進め、より多角的な成長を図ってまいります。

④ 海外展開・M&A展開

海外におきましては、上海・台湾（台北）において、新規出店を推進してまいります。また、新たに香港・ベトナムへの現地法人を設立。新たな海外展開として東アジアを中心に展開してまいります。

M&Aにつきましては、長期の経営計画上では重要事項と捉え、シナジーがある案件について取り組んでまいります。

⑤ SDG s の取組

SDG s に関して当社がマテリアリティ（最重要課題）と捉えているのは、食品廃棄物についてです。SDG s エコ・アグリ推進室によって新たに挑戦を開始した食品残渣リサイクルループの一環に位置付ける養豚事業においては、2023年度は39百頭の出荷実績となっており、今後更に規模を拡大して取り組んでまいります。

気候変動への対応としましては、各工場及び店頭にて、太陽光発電装置の設置を進め、CO₂削減についても積極的に取り組んでいます。

T C F Dに基づく環境影響の開示等、サステナビリティを巡る課題への対応を協議・推進する体制構築を行いました。今後も、取組みの推進及び開示内容の充実について、引き続き実施してまいります。

⑥ 人的資本に関して

環境変化が激しい昨今においても、当社が存続し、お客様に喜んでいただけるサービスを提供できているのは、2万人を超える店舗従業員や、約2千人の社員をはじめとした人材があつてこそだと考えております。2023年3月に社員研修体制の一新を行っております。今後の成長の為、教育・人材確保への投資を、尚一層拡充してまいります。2023年8月には、グループの健康経営の考え方を定め、労働環境の改善及び健康増進を全社的に推進しております。

(5) 主要な事業内容（令和6年3月31日現在）

当社グループは、牛めし・カレー・定食・その他井業態「松屋」、とんかつ業態「松のや」の運営を主力事業として展開しております。なお、下記各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができます。

- ① 飲食店業（牛めし定食事業・とんかつ事業・鮎事業等）
- ② 農畜水産物等、食品原材料の販売及び輸出入
- ③ 農畜水産物を原料とする加工調理食品の製造、販売及び輸出入
- ④ フランチャイズ形態による飲食店業の技術及び経営指導
- ⑤ 不動産賃貸及び管理
- ⑥ 厨房設備、空調設備、事務用機器、自動販売機及び飲食店用什器・備品の賃貸、売買及び輸出入（古物も含む）
- ⑦ 酒類・煙草・米穀類及び日用品雑貨の販売
- ⑧ 損害保険代理業
- ⑨ 建築物の設計、販売及び工事監理並びに土木、建築及び造園工事の施工請負業
- ⑩ 店舗建設にかかわる建築資材の輸入販売
- ⑪ 産業廃棄物・一般廃棄物の処理業及び収集運搬業
- ⑫ クリーニング業
- ⑬ リネンサプライ業
- ⑭ 衛生用品の売買
- ⑮ 内装仕上り工事・管工事の設計並びに施工
- ⑯ 建物の維持管理業務
- ⑰ 福利厚生業務、保険事務の処理業務及び福利厚生施設の維持管理に関する業務
- ⑱ 給与計算代行業務
- ⑲ 帳票の記載、文書管理等の総務事務及び情報システムの管理運営に関する業務
- ⑳ 各号に附帯する一切の事業

(6) 主要な営業所及び工場（令和6年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都武蔵野市中町一丁目14番5号
-----	-------------------

② 子会社の主要な事業所

イ. 株式会社松屋フーズ

本社		東京都武蔵野市中町一丁目14番5号							
嵐山工場		埼玉県比企郡嵐山町花見台4番3号							
川島生産物流センター		埼玉県比企郡川島町かわじま一丁目10番							
富士山工場		静岡県富士宮市大字北山字峯4242番4							
六甲生産物流センター		兵庫県神戸市東灘区向洋町西六丁目2番4							
店舗	直営店舗 1,245店	首都圏計 706店	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県	—	—	
			395店	131店	73店	107店	—	—	
		関西圏計 230店	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県	
			133店	21店	55店	7店	6店	8店	
		東海・北陸圏計 101店	愛知県	岐阜県	三重県	静岡県	富山県	石川県	
			53店	6店	7店	20店	6店	5店	
			福井県	—	—	—	—	—	
		北関東・甲信越圏計 65店	群馬県	栃木県	茨城県	新潟県	長野県	山梨県	
			11店	5店	16店	14店	12店	7店	
		北海道・東北圏計 52店	北海道	宮城県	福島県	岩手県	山形県	青森県	
			16店	14店	7店	5店	6店	2店	
			秋田県	—	—	—	—	—	
		中国・四国・九州・沖縄圏計 91店	岡山県	広島県	山口県	香川県	徳島県	愛媛県	
			7店	15店	6店	7店	5店	6店	
			福岡県	熊本県	大分県	鹿児島県	沖縄県	宮崎県	
			27店	1店	4店	3店	5店	3店	
			佐賀県	高知県	—	—	—	—	
		F C店舗 5店	首都圏計 3店	東京都	—	—	—	—	—
				3店	—	—	—	—	—
			関西圏計 2店	兵庫県	大阪府	—	—	—	—
		1店	1店	—	—	—	—		

ロ. その他

株式会社エム・テイ・テイ	東京都練馬区関町北三丁目1番10号
株式会社エム・エル・エス	埼玉県東松山市新郷83番1
株式会社トレンジエクスプレス	埼玉県比企郡川島町かわじま一丁目10番
青島松屋商貿有限公司	中華人民共和国
上海松屋餐飲管理有限公司	中華人民共和国
台灣松屋餐飲股份有限公司	台湾
香港松屋餐飲有限公司	香港
MATSUYA FOODS VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム

(7) 従業員の状況（令和6年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類	従業員数	前連結会計年度末比増減 (△は減少)
国内飲食事業	1,708 (9,065) 名	90 (1,576) 名
その他事業	169 (199)	38 (78)
全社	81 (19)	9 (△5)
合計	1,958 (9,283)	137 (1,649)

- (注) 1. 従業員数は社員であり、パートタイマー（1日8時間換算による月平均人数）は、（ ）外数で記載しております。
2. その他事業の従業員数のうち、48名は国内飲食事業からの受入出向者であります。
3. 全社の従業員数のうち、55名は国内飲食事業からの受入出向者であります。
4. 国内飲食事業の従業員数のうち、4名は全社からの受入出向者であり、6名はその他事業からの受入出向者であります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減 (△は減少)	平均年齢	平均勤続年数
男性	21名	△1名	48.4歳	19.6年
女性	5	1	39.8	13.7
合計または平均	26	0	46.8	18.5

- (注) 1. 上記の他にパートタイマー19名（1日8時間換算による月平均人数）が業務に従事しております。
2. 上記、従業員数には子会社への出向社員4名及び子会社からの受入出向社員55名を含んでおりません。
3. 上記、従業員数には嘱託3名を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（令和6年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	6,261,900千円
株式会社三井住友銀行	4,593,670
株式会社みずほ銀行	2,917,624
農林中央金庫	2,485,470
信金中央金庫	1,940,430
株式会社横浜銀行	1,197,130
株式会社三菱UFJ銀行	1,162,774
株式会社りそな銀行	805,820
三井住友信託銀行株式会社	736,465
株式会社千葉銀行	547,470

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和6年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 70,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,063,968株
- ③ 株主数 47,680名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
瓦 葺 利 夫	3,847,700株	20.18%
有 限 会 社 テ ィ ケ イ ケ イ	2,979,441	15.63
有 限 会 社 ト ウ イ ー ル	1,830,000	9.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （ 信 託 口 ）	969,600	5.09
瓦 葺 一 利	936,500	4.91
瓦 葺 香	744,372	3.90
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	518,400	2.72
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住 友 銀 行 退 職 給 付 信 託 口 ）	311,000	1.63
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	272,400	1.43
松 屋 社 員 持 株 会	230,665	1.21

（注）持株比率は自己株式（435株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（令和6年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	瓦 葺 利 夫	
代表取締役社長	瓦 葺 一 利	株式会社松屋フーズ代表取締役社長兼商品本部長 株式会社エム・エル・エス代表取締役社長
取 締 役	薄 井 芳 人	株式会社松屋フーズ常務取締役生産物流本部長 青島松屋商貿有限公司董事長
取 締 役	中 村 洋 一	総務部長兼財務経理部長 株式会社松屋フーズ取締役経営管理本部長
取 締 役	藤 原 英 理	あおば社会保険労務士法人代表社員
常 勤 監 査 役	菊 地 慶 幸	株式会社松屋フーズ常勤監査役
監 査 役	小 堀 優	みらい総合法律事務所パートナー アイ・アール債権回収株式会社取締役 東京ボード工業株式会社社外監査役
監 査 役	田 島 照 久	田島公認会計士事務所代表 オンコセラピー・サイエンス株式会社社外監査役 トーセイ・リート投資法人監督役員 株式会社モダリス社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役のうち藤原 英理氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち小堀 優氏及び田島 照久氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田島 照久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 事業年度中における取締役及び監査役の役職及び主な担当の変更は、以下のとおりであります。

令和5年8月1日付の変更内容

氏 名	旧役職及び主な担当	新役職及び主な担当
中 村 洋 一	取締役 総務部長兼財務経理部長 兼調査部長兼内部監査部長	取締役 総務部長兼財務経理部長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼務の状況
丹 沢 紀 一 郎	令和5年6月27日	任期満了	専務取締役 総務部長兼財務経理部長
今 村 幸 雄	令和5年6月27日	任期満了	社外監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び国内グループ会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社における役員の報酬等の額は、平成18年6月22日開催の定時株主総会において、取締役（10名以内）は年額300,000千円以内、監査役（4名以内）は年額35,000千円以内とそれぞれ報酬限度額を定める決議をいただいております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等の内容の決定方法が取締役会で審議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬等の内容の決定に関する方針等の概要は、次のとおりです。

当社の役員の報酬は役員報酬規程に基づき、基本報酬と業績連動報酬により構成されております。

基本報酬は、基準額と担当する部門の評価に応じた付加額から構成されております。基準額は役職ごとに決まっており、付加額は成果に応じて基本報酬の0%～10%の範囲で変動します。

業績連動報酬は、役職ごとに基準額を定め、役位に応じた報酬設定をしており、支給割合の決定に関する特段の定めはないものの報酬額全体の凡そ20%を構成しております。ただし、利益計画に対する達成率で業績連動報酬を算定することから、支給率には幅があり、インセンティブが働く仕組みになっております。なお、数値責任を明確化するため、利益計画を選定しており、業績連動報酬等にかかる業績指標は、令和5年3月期業績計画の経常利益であり、その実績は経常利益3,914百万円であります。

報酬額決定のプロセスは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断し、当社代表取締役社長瓦葺一利が上記算定方法による算定額に対する総合評価を行い、最終的に取締役会にて審議し、決定しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（社外取締役を含む）	158,550	136,210	22,340	－	6
監査役（社外監査役を含む）	17,886	16,610	1,276	－	4
合 計	176,436	152,820	23,616	－	10
（うち社外役員）	(10,254)	(9,570)	(684)	－	(4)

- (注) 1. 平成16年7月より、使用人兼務取締役の使用人分給与を廃止しておりますので、全額役員報酬としております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第31期定時株主総会において年額300,000千円以内（10名以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第31期定時株主総会において年額35,000千円以内（4名以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。
4. 上表には、令和5年6月27日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役藤原 英理氏は、あおば社会保険労務士法人代表社員を兼務しております。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

監査役小堀 優氏は、みらい総合法律事務所パートナー、アイ・アール債権回収株式会社取締役、東京ボード工業株式会社社外監査役を兼務しております。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

監査役田島 照久氏は、田島公認会計士事務所代表、オンコセラピー・サイエンス株式会社社外監査役、トーセイ・リート投資法人監督役員、株式会社モダリス社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

（社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要）

当事業年度における取締役会には、藤原 英理取締役が12回中12回出席し、豊富な経験と見識を活かした助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、小堀 優監査役が12回中12回、田島 照久監査役（令和5年6月27日就任以降）が9回中9回出席し、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため、客観的及び中立的立場から適宜発言し意見等を述べております。

当事業年度における監査役会には、小堀 優監査役が16回中16回、田島 照久監査役（令和5年6月27日就任以降）が13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回実施されております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40,000千円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業展開や経営基盤強化のための内部留保に留意しながら、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、内部留保金は新規出店や既存店改装等の設備投資に重点配分して、競争力を維持拡大させてまいります。

当事業年度の配当金につきましては、安定配当という基本方針を継続し、従来と同水準の普通配当 1 株当たり 24 円（中間配当 12 円）として実施する予定であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。なお、当事業年度の中間配当につきましては、令和 5 年 11 月 6 日開催の取締役会で決議されております。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	32,167,609	流 動 負 債	21,974,496
現 金 及 び 預 金	19,120,428	買 掛 金	2,775,744
受取手形、売掛金及び契約資産	4,517,253	一年内返済予定の長期借入金	5,596,116
商 品 及 び 製 品	1,373,299	未 払 金	6,757,413
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,815,812	未 払 法 人 税 等	1,567,640
そ の 他	2,340,816	賞 与 引 当 金	1,306,865
固 定 資 産	58,953,187	そ の 他	3,970,716
有 形 固 定 資 産	40,558,163	固 定 負 債	25,272,318
建 物 及 び 構 築 物	22,316,914	長 期 借 入 金	17,708,058
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,232,120	資 産 除 去 債 務	4,341,955
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3,308,519	役員退職慰労引当金	567,800
土 地	9,344,473	リ ー ス 債 務	2,510,214
リ ー ス 資 産	2,467,359	そ の 他	144,290
建 設 仮 勘 定	349,121		
そ の 他	539,655	負 債 合 計	47,246,815
無 形 固 定 資 産	489,346	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	379,228	株 主 資 本	43,779,131
そ の 他	110,118	資 本 金	6,655,932
投資その他の資産	17,905,677	資 本 剰 余 金	6,976,404
投 資 有 価 証 券	91,301	利 益 剰 余 金	30,148,225
敷 金 及 び 保 証 金	12,177,859	自 己 株 式	△1,430
長 期 前 払 費 用	389,817	その他の包括利益累計額	94,850
店 舗 賃 借 仮 勘 定	689,909	そ の 他 有 価 証 券	1,935
繰 延 税 金 資 産	3,676,626	評 価 差 額 金	
投 資 不 動 産	100,714	為 替 換 算 調 整 勘 定	92,914
そ の 他	789,098		
貸 倒 引 当 金	△9,650	純 資 産 合 計	43,873,981
資 産 合 計	91,120,797	負 債 ・ 純 資 産 合 計	91,120,797

連 結 損 益 計 算 書

(自 令和5年4月1日)
(至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	127,611,491
売 上 原 価	43,611,731
売 上 総 利 益	83,999,759
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	78,676,996
営 業 利 益	5,322,763
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	20,960
受 取 配 当 金	1,878
受 取 賃 貸 料	198,732
協 賛 金 収 入	53,666
業 務 受 託 料	284,875
そ の 他	486,159
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	112,612
賃 貸 費 用	195,507
そ の 他	82,170
経 常 利 益	5,978,746
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	6,911
固 定 資 産 受 贈 益	10,124
収 用 補 償 金	128,633
そ の 他	257
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	40,692
固 定 資 産 除 却 損	15,794
店 舗 閉 鎖 損 失	11,740
減 損 損 失	1,238,781
為 替 換 算 調 整 勘 定 取 崩 損	133,179
そ の 他	17,333
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,667,151
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,941,445
法 人 税 等 調 整 額	△189,806
当 期 純 利 益	2,915,512
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,915,512

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,686,864	流 動 負 債	6,702,246
現 金 及 び 預 金	6,231,105	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	5,596,116
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	346,215	未 払 金	288,519
貯 蔵 品	964	未 払 法 人 税 等	8,070
前 払 費 用	15,072	賞 与 引 当 金	68,300
短 期 貸 付 金	204,403	株 主 優 待 引 当 金	673,799
そ の 他	93,506	未 払 消 費 税 等	20,615
貸 倒 引 当 金	△204,403	そ の 他	46,823
固 定 資 産	59,866,491	固 定 負 債	18,275,858
有 形 固 定 資 産	4,759,833	長 期 借 入 金	17,708,058
建 物	1,243,443	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	567,800
構 築 物	5,645		
機 械 及 び 装 置	4,135		
工 具、器 具 及 び 備 品	119,992		
土 地	3,386,616		
リ ー ス 資 産	－		
無 形 固 定 資 産	438,436	負 債 合 計	24,978,104
ソ フ ト ウ ェ ア	345,633	純 資 産 の 部	
そ の 他	92,803	株 主 資 本	41,573,316
投 資 そ の 他 の 資 産	54,668,221	資 本 金	6,655,932
投 資 有 価 証 券	91,001	資 本 剰 余 金	6,976,404
関 係 会 社 株 式	34,820,480	資 本 準 備 金	6,963,144
関 係 会 社 出 資 金	332,516	そ の 他 資 本 剰 余 金	13,259
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	17,045,423	利 益 剰 余 金	27,942,410
出 資 金	110	利 益 準 備 金	209,276
敷 金 及 び 保 証 金	250	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,733,133
長 期 前 払 費 用	24,581	別 途 積 立 金	13,547,000
繰 延 税 金 資 産	1,321,597	繰 越 利 益 剰 余 金	14,186,133
投 資 不 動 産	625,249	自 己 株 式	△1,430
そ の 他	456,135	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,935
貸 倒 引 当 金	△49,123	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,935
資 産 合 計	66,553,356	純 資 産 合 計	41,575,252
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	66,553,356

損 益 計 算 書

(自 令和5年4月1日)
(至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目				金	額
営 業 収 益					3,554,514
営 業 費 用					2,644,635
営 業 利 益					909,879
営 業 外 収 益					
受 取 利 息			87,369		
受 取 配 当 金			1,878		
受 取 賃 貸 料			559		
為 替 差 益			41,872		
補 助 金 収 入			17,346		
そ の 他			9,492		158,518
営 業 外 費 用					
支 払 利 息			105,111		
賃 貸 費 用			4,955		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額			20,779		
そ の 他			9,290		140,137
経 常 利 益					928,260
特 別 利 益					
固 定 資 産 売 却 益			6,016		6,016
税 引 前 当 期 純 利 益					934,277
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			4,827		
法 人 税 等 調 整 額			445,254		450,081
当 期 純 利 益					484,196

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月17日

株式会社松屋フーズホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 泰 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 萬 政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松屋フーズホールディングスの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松屋フーズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和 6 年 5 月 17 日

株式会社松屋フーズホールディングス

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 泰 司
--------------------	--------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 萬 政 広
--------------------	-------------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松屋フーズホールディングスの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月17日

株式会社松屋フーズホールディングス 監査役会

常勤監査役 菊 地 慶 幸 ㊞

社外監査役 小 堀 優 ㊞

社外監査役 田 島 照 久 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、将来の事業展開や経営基盤強化のための内部留保に留意しながら、安定配当を継続することを基本とし、業績並びに今後の事業展開等を勘案して配当を行うことを方針としています。

当期の期末配当につきましては、普通配当12円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は228,762,396円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和6年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

あらためて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	かわら ぶき とし お 瓦 葺 利 夫 (昭和16年5月5日生)	昭和50年10月 有限会社松屋商事設立 代表取締役社長 昭和55年1月 株式会社松屋商事に会社組織を変更 代表取締役社長 昭和56年3月 株式会社松屋食品設立 代表取締役社長 昭和63年4月 株式会社松屋商事と株式会社松屋食品との合併により株式会社松屋商事 代表取締役社長 平成元年6月 株式会社松屋フーズ（株式会社松屋商事より商号変更） 代表取締役社長 平成19年6月 同社代表取締役社長兼商品本部長 平成21年6月 同社代表取締役会長 平成30年10月 株式会社松屋フーズホールディングス（株式会社松屋フーズより商号変更）代表取締役会長 令和5年6月 当社取締役会長（現任）	3,847,700株
【取締役候補者とした理由】 当社の創業者で、高い経営理念を掲げ強いリーダーシップで会社を牽引してきた実績と、経営への幅広い知見を有していることから、取締役候補者いたしました。			
2	かわら ぶき かず とし 瓦 葺 一 利 (昭和51年1月10日生)	平成13年2月 株式会社東食（現 株式会社カーギルジャパン）入社 平成18年6月 株式会社松屋フーズ入社 平成23年4月 同社財務経理部長 平成23年6月 同社執行役員財務経理部長 平成24年5月 同社執行役員経営管理本部長付 （官民人事交流制度により農林水産省へ出向） 平成25年5月 同社執行役員商品部長 平成25年6月 同社取締役商品部長兼国際事業部長 平成26年4月 同社取締役商品本部長兼商品部長兼商品開発部長 平成27年6月 同社常務取締役商品本部長兼商品部長兼商品開発部長 平成28年6月 同社代表取締役社長兼商品本部長 平成30年10月 株式会社松屋フーズホールディングス代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社松屋フーズ代表取締役社長兼商品本部長 株式会社エム・エル・エス 代表取締役社長	936,500株
【取締役候補者とした理由】 当社の商品、営業、工場、財務の主要部門で培った経験と実績を有し、経営全般を掌握し成長志向の経営に取り組んでいることから、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3	うす い よし と 薄 井 芳 人 (昭和37年8月11日生)	昭和59年9月 株式会社松屋商事入社 平成13年4月 株式会社松屋フーズ商品開発部長 平成17年1月 同社中国駐在員事務所長 平成19年6月 同社取締役商品本部副本部長兼商品開発部長 平成21年6月 同社取締役商品本部部長兼商品開発部長兼新規事業部長 平成23年4月 同社取締役商品本部部長兼商品開発部長兼製造部長 平成26年4月 同社取締役生産物流本部長兼生産物流部長 平成28年4月 同社取締役生産物流本部長兼物流部長兼嵐山工場長兼富士山工場長 平成30年6月 同社取締役生産物流本部長兼富士山工場長兼エンジニアリング部長兼六甲生産物流センター設立準備室長 平成30年10月 株式会社松屋フーズホールディングス取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社松屋フーズ常務取締役生産物流本部長 青島松屋商貿有限公司董事長	300株
【取締役候補者とした理由】 当社において、長く生産物流部門に携わり、製造物流に精通し、かつ営業部門を含めた豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者となりました。			
4	なか むら よう いち 中 村 洋 一 (昭和38年9月20日生)	昭和62年4月 商工組合中央金庫 (現 株式会社商工組合中央金庫) 入庫 令和3年5月 当社入社 当社執行役員内部監査部長兼店舗設計部長 令和4年4月 当社執行役員内部監査部長兼調査部長 令和5年8月 当社取締役総務部長兼財務経理部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社松屋フーズ取締役経営管理本部長	300株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、大手金融機関で経営に携わり、多くの企業の経営を指導してきた豊富な経験と知識を有しています。当社においても経営の中核として成長に導く事を期待できることから、取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
5	ふじ ね 藤 原 英 理 (昭和36年 8 月 7 日生)	昭和62年 4 月 中外製薬株式会社入社 平成12年 4 月 野村證券株式会社入社 平成16年 8 月 あおば社会保険労務士法人設立 代表社員就任 (現任) 平成27年 6 月 株式会社松屋フーズ社外取締役 平成30年10月 株式会社松屋フーズホールディン グス社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) あおば社会保険労務士法人代表社員	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 あおば社会保険労務士法人で代表社員としての経営経験もあり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。現に取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいていることから、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督に生かしたく、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 瓦葺利夫氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、被保険者となります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議の上、更新する予定であります。
4. 藤原英理氏は、社外取締役候補者であります。
5. 藤原英理氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
6. 当社は、藤原英理氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、藤原英理氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 藤原英理氏の再任が承認された場合は引き続き、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

ご参考

第2号議案各候補者のスキルマトリクス

役職	氏名	スキル・経験							
		企業経営 経営戦略	商品開発 マーケティング	品質管理	財 務 会 計	人 事 労 務	法 務 ガバナンス	サステ ナビリ ティ	国際性
取締役	瓦葺 利夫	●	●	●				●	
	瓦葺 一利	●	●	●	●			●	●
	薄井 芳人	●		●				●	
	中村 洋一	●			●	●	●	●	
	藤原 英理	●				●	●		
監査役	菊地 慶幸	●			●		●		
	小堀 優				●	●	●		
	田島 照久	●			●		●		

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

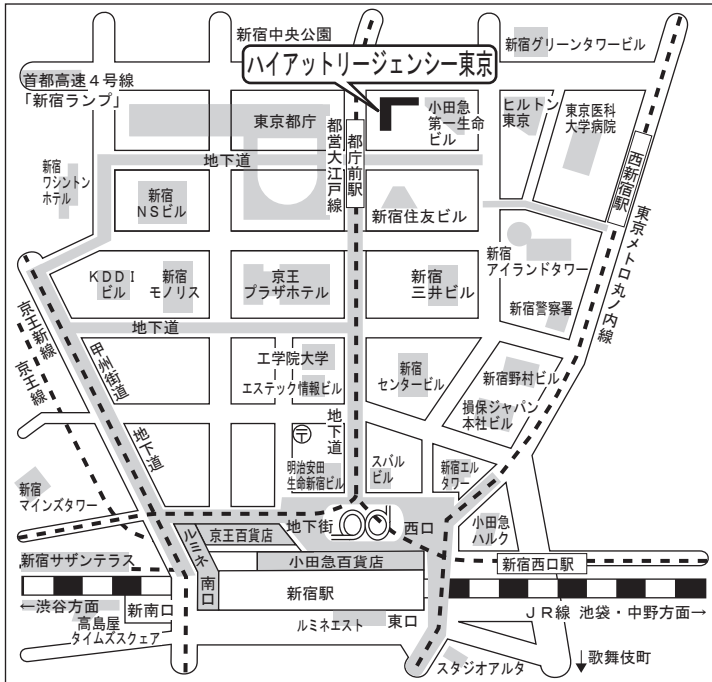
氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
すず き かず のり 鈴 木 和 憲 (昭和30年4月23日生)	昭和54年3月 中央大学法学部卒業 平成元年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成10年4月 中央大学法学部特別講師 平成14年1月 「シグマ麹町法律事務所」設立 (現任) 平成19年4月～平成20年3月 第一東京弁護士会副会長 平成25年4月～平成26年3月 日本弁護士連合会常務理事	—
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 鈴木和憲氏は、弁護士として長年培われた法律知識を、社外監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。鈴木和憲氏は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役に就任された場合、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 鈴木和憲氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 鈴木和憲氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、鈴木和憲氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
4. 鈴木和憲氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 鈴木和憲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 B1階 宴会場「桃山」



交通のご案内

- ◇ 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」（A7出口C4連絡通路経由）徒歩約1分
- ◇ 東京メトロ丸の内線「西新宿駅」から徒歩約4分
- ◇ JR各線・京王線・小田急線「新宿駅」（西口）から徒歩約9分

駐車場・駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。